

住宅・土地統計調査

前回調査答申時の課題への対応

－ 標本設計の見直しについて －

2021年5月26日

総務省統計局統計調査部国勢統計課

住宅・土地統計調査の概要（前回調査）

調査の目的

我が国における住宅や住宅以外で人が居住する建物、現住居以外の住宅や土地の保有状況、世帯の居住状況等の実態を把握し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、国民の住生活関連諸施策の基礎資料を得る。

調査の概要

調査の沿革

- 昭和23年から「住宅統計調査」として開始以降、5年周期で実施
- 平成10年からは、現住居以外の住宅・土地に関する調査事項を追加し、調査の名称を「住宅・土地統計調査」に変更。前回調査は15回目

調査期日

平成30年10月1日現在

調査範囲及び報告者数

約370万住戸（注1）
（標本調査区数：約21万8千調査区（注2））

- 調査票甲：約320万住戸
（標本調査区数：約18万8千調査区）
- 調査票乙：約50万住戸
（標本調査区数：約2万9千調査区）

（注1）「住戸」とは、我が国における住宅、住宅以外で人が居住する建物及びこれらに居住している世帯をいう。

（注2）平成27年国勢調査調査区。市区町村の人口規模に応じて抽出した調査区を調査単位区に設定（70住戸を超える調査区については分割して調査単位区を設定）

調査票及び調査事項

- 調査票甲（ショートフォーム調査票）
世帯の構成、世帯の年間収入、現住居の状況（入居時期、居住室数、持ち家・借家の別、家賃等、床面積、建築時期等）、現住居の敷地の状況（所有地・借地の別、敷地面積、取得方法・取得時期等）、現住居以外の住宅・土地の所有状況（所有の有無及び所有する住宅・土地の種類）等
- 調査票乙（ロングフォーム調査票）
調査票甲の調査事項に加え、現住居及びその敷地の名義人、現住居以外の住宅・宅地等の状況（所有する住宅戸数、居住世帯のない住宅（空き家）「その他」の所有状況、土地の種類別所有総数、各土地の所在地・所有形態・面積・取得方法・取得時期・利用現況等）等
- 建物調査票
住宅の種類・建て方・構造、建物全体の階数、建物内総住宅数（長屋建・共同住宅の場合）等

調査組織

総務省（統計局）－都道府県－市町村－調査員－報告者

※ 調査方法 ⇒ 調査票甲及び調査票乙：調査員調査、郵送調査又はオンライン調査
建物調査票：調査員が担当調査区内を巡回し、調査対象となる全住戸について、外観又は近隣住民への聞き取り等により調査

結果の利用

- 国及び都道府県が住生活基本法に基づき作成する住生活基本計画に係る住宅関連諸施策の策定及び成果指標
- 都市計画、土地利用計画、住宅マスタープラン等の企画・立案 ○ 国土交通白書や経済財政白書等における分析・評価
- 国民経済計算の推計 ○ 大学その他の研究機関等における都市・住宅・防災等の研究

今後の課題 標本設計の見直しについて

諮問第109号の答申 住宅・土地統計調査の変更について（平成30年1月18日統計委第3号）（抜粋）

（1）標本設計の見直しに関する検討について

本調査では、国勢調査の結果から得られた調査区数を母集団情報として、第1次抽出単位となる調査区数を設定する標本設計を採用しているが、今後も、人口の高齢化等に伴う単身世帯を中心とした世帯数の増加に連動し、報告者数の増加が想定される。

このため、報告者及び実査事務の負担軽減を図る観点から、結果利用にも留意しつつ、標本設計の見直しの余地について検討する必要がある。

その際、人口1万5000人未満の町村別の結果表章の要望等を踏まえ、例えば、大都市部の標本数を削減し、人口1万5000人未満の町村に標本数を振り替える場合の結果精度や、標本数の見直しによる実査事務の業務量等についても十分に検証・検討する必要がある。

従来の標本設計

<層化2段抽出法>

調査区抽出（第1次抽出）

市区町村別に人口規模に応じて設定した抽出率により、国勢調査調査区から標本調査区を抽出



調査区内住戸抽出（第2次抽出）

標本調査区から17住戸を無作為抽出

【問題点】

母集団となる国勢調査の調査区数の増減に連動し、本調査の標本調査区数も増減。単身世帯の増加傾向に伴い、標本調査区数は年々増加

（単位：万）

調査年次	国勢調査調査区数	住宅・土地統計標本調査区数
平成25年	100.8	20.6
平成30年	103.7	21.8
令和5年	106.5	

市区町村の結果表章

【市区町村別結果の表章の有無】

市区	町村	
	人口1万5千以上	人口1万5千未満
○	○	×

※全国、都道府県別結果の代表性を確保する観点から、人口1万5千未満町村にも一定数の標本調査区を割り当てている。

課題への対応① - 人口1万5千未満町村の結果表章 -

- 人口1万5千未満の町村について、一定の精度を確保した結果表章を行うためには、**30年調査実績との比較で約3倍の標本調査区数が必要**であり、町村において、相応の統計調査員の確保、事務負担増が避けられない。
 - アンケート結果においても、**統計調査員の確保が困難**という意見が多数寄せられており、95%の町村において、町村別の結果表章を希望していない。
- ⇒ **人口1万5千未満の町村の結果表章は、町村の事務負担を考慮すると現実的ではなく、ニーズも乏しいことから、そのための標本配分の見直しは行わない。**

地方公共団体における人口1万5千未満町村表章のニーズ把握

人口1万5千未満の町村に対し、以下の留意事項を示しつつ、結果表章の希望の有無についてアンケートを実施（令和3年1月～2月）

- 各町村別の結果表章に耐え得る精度を確保する観点から、少なくとも目標精度として、人口1万5千以上の町村と同等の10%以下を設定する必要があること
- 目標精度10%以下を達成するために必要となる各町村の標本調査区数

<アンケート結果>

	対象数	有効回答数	希望する	希望しない
人口1万5千未満町村	655	596	27 (4.5%)	569 (95.5%)

- 総標本調査区数の削減（報告者及び実査事務の負担軽減） -

報告者及び実査事務の負担軽減並びに世帯数に応じた事務の平準化を実現しつつ、市区町村別の目標精度を確保し、全国結果及び都道府県別結果の精度を維持する観点から、標本設計を見直し、**令和5年調査の総標本調査区数は、19万9千（前回調査実績の約1割減）**とする。

見直し後の標本調査区数の決定方法

目標精度設定

目標精度：市区5%以下、人口1万5千以上町村10%（前回調査同様）

対象項目 ● 居住世帯のある住宅数 ● 一戸建て ● 持ち家 ● 高齢者等設備
● バリアフリー化 ● 最低居住面積水準 ● 誘導居住面積水準

※住宅・土地統計調査の主要項目、または、住生活基本計画の成果指標等に掲げられている7項目

① 目標精度達成に必要な
最少標本調査区数の算出

最少標本調査区数

② 地方事務負担の平準化のための再配分
線型変換法により
世帯数比例的に市区町村に再配分

③ 全国・都道府県別の精度維持

上記7項目に
● 空き家 ● 共同住宅 ● 借家
を加えた全10項目について、
**前回調査実績と同等の精度維持に
必要な標本調査区数を算出**

総標本調査区数
19万9千
（前回調査比 ▲8.8%）

※市区町村別の標本調査区数（確定数）は
令和2年国勢調査の結果に基づき設定

今後のスケジュール

- 令和3年度 5月26日 統計委員会への御説明
(標本設計の見直しについて)
秋 令和4年度予算 概算要求・編成
- 令和4年度 6～7月 試験調査
秋 統計委員会への諮問・審議
1～3月 調査単位区設定事務
- 令和5年度 10月 調査実施